



困った!

が来る前に

できることがあります

～成年後見制度～

この制度についてのお問い合わせ

該当者が65歳以上の場合 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

知的障がい、精神障がいの場合 福祉課福祉G ☎24-1115

たとえばこんな「困った」

Q ひとり暮らしの母親が認知症になりました。悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの被害に遭うのが心配です。

A 成年後見人等に付与される権限によって、成年後見人等の同意を得ない契約行為は取り消すことができます。

Q 物忘れがあり、預貯金の出し入れなどの金銭管理が不安です。また、入院や介護を受ける手続きにも自信がありません。

A 成年後見人等が預貯金や不動産などの財産管理、各種サービスの利用手続きをサポートします。

Q 自分もいつか認知症になるかもしれない。そのときのために事前に備えておきたい。

A 財産管理などの法律行為を本人に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ自分の意志で決めておくことができます。

Q 息子が知的障がい者です。親の自分が高齢者なので将来が心配です。

A 親族以外にも、法律や福祉の専門家などから後見人を選任することができます。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度を「**成年後見制度**」といいます。

いつまでも住みなれた地域で、自分らしく安心した生活が続けるために成年後見制度を考えてみませんか？

成年後見制度のしくみ

成年後見制度

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。



法定後見制度

現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が対象で、判断能力の程度に応じて「後見・保佐・補助」に分かれます。

任意後見制度

現在は判断能力が十分でも、将来的に判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ「誰にどのような支援をしてもらうのか」を契約しておく制度です。

成年後見制度の種類と内容

あなたに合った
制度があるか
チェックして
みましょう



名称		法定後見制度			任意後見制度
		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用できる人		判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	現在は判断能力が十分ある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
後見人等への付与権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
	同意権 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為※	法律上定められた重要行為		なし

※日用品の購入などは取消権の対象外です。

制度を利用するには

法定後見制度の利用手続き

申立→審理の開始→成年後見人等を選任→後見等が開始



申立人が、必要書類(申立書、財産目録、予算収支表、親族関係図等)と添付書類(医師の診断書、登記事項証明、戸籍謄本等)を整えて名古屋家庭裁判所家事部後見センターに提出します。記入用紙の様式は名古屋家庭裁判所で配付されますが、同裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。

○申立人になれる人

申立ができるのは、本人、配偶者、四親等以内の親族、市長(身寄りのない高齢者の場合)です。

※市長が申し立てる場合は二親等以内の親族の有無を確認します。また、三、四親等の親族で申し立てる人がいる場合は、原則として市長は申立を行いません。

○法定後見制度の申立から開始までにかかる時間

本人の認知症等の程度や生活状況の確認をします(医師が鑑定を行うこともあります)。また、申立人から申立理由をたずね、成年後見人等の候補者がいる場合は、適格かどうか事情を聞きます。審理期間については、本人の状況によって異なりますが、申立から後見等開始までは1~4カ月以内です。

任意後見制度の利用手続き

任意後見の依頼をする→申立→任意後見人を選任→後見開始

まずは公証人役場にご相談ください。本人と依頼された人(任意後見受任者)が支援する範囲など任意後見の内容を話し合って決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。任意後見契約公正証書の作成には、公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料の費用がかかります。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。

申立人(本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者)が本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をします。

申立に必要な書類や費用については、名古屋家庭裁判所家事部後見センターでご確認ください。

海部地域消費生活センターからの お知らせ



2022年4月から成年年齢は18歳になります

どんなことが変わるの？

親の同意がなくても、自分自身の判断で契約を結ぶことができます。

公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取ることができます。



女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。

10年有効のパスポートを取得することができます。

変わらないことはあるの？

健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。



若者に多い契約トラブル～こんな契約には要注意！～

もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産など)

- ・「必ず儲かる」投資はありません!リスクがあることを理解しましょう
- ・契約内容を理解していますか?よく分からないまま契約することは危険です

美容医療

- ・効果や副作用を確認していますか?使用する薬剤なども事前に確認しましょう
- ・今すぐに必要な施術ですか?急いで契約せず他の方法も検討しましょう

トラブル回避のポイント

成年になると、**未成年者取消権は行使できません**。契約から生じる責任は自分で果たすこととなります。事前に契約内容をよく確認し、自分の**目的や条件、支払能力**に合ったものを選びましょう。それでもトラブルが起きてしまったら、1人で悩まずに**消費生活センター**に相談しましょう!

消費生活相談はまずはお電話で **海部地域消費生活センター**

 **0567-23-0150** まで

対象 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時 月～金曜日 午前9時～午後4時30分(祝休日および12月29日～1月3日を除く)

場所 愛知県海部総合庁舎1階(西柳原町1丁目14番地)